

発議第4号

令和2年7月から9月までに支給する米原市議会の議員の議員報酬の特例措置に関する
条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成17
年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和2年6月26日提出

米原市議会議長 吉田 周一郎 様

議会運営委員会委員長 北村 喜代隆

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る現状は、国の緊急事態宣言が解除され、感染者の発生状況も減少してきてはいるものの、第2波、第3波が懸念される中、事態は依然として不透明な状況が続いており、更なる対策が必要となることが思慮される。

その財源としては、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が想定されるが、その配分枠は不確定な部分が多く、また、新型コロナウイルス感染症による経済活動の減退による市税収入の減少も想定され、本市の財政負担に多大な影響が懸念される。

このような状況下において、市議会としては、市が一丸となり、この難局を乗り切る覚悟を議員が共通認識し、決意を新たにするため、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止施策、および市民に対する真に必要な支援策の一助となるよう、議員の令和2年7月1日から9月30日までの間における議員報酬の額を減ずるため、この案を提出するものである。

令和2年7月から9月までに支給する米原市議会の議員の議員報酬の特例措置に関する
条例

米原市議会の議長、副議長および議員の令和2年7月1日から同年9月30日までの間における議員報酬の月額、米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成17年米原市条例第33号）第2条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する額からその100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条各号に規定する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。